

翔洋苑入所検討委員会運営実施要項

(目的)

第1条 この要項は、特別養護老人ホーム翔洋苑（以下「翔洋苑」という。）への入所を希望する者（以下「入所希望者」という。）の入所決定方法について、「熊本県特別養護老人ホーム入所取扱指針」（以下「指針」という。）に基づき入所決定過程の公平性及び透明性を確保し、入所の必要性が高い者の円滑な入所を促進するため、「指針」の3の(4)入所検討委員会の設置及び開催に関して、適正な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称及び構成者)

第2条 この委員会は、翔洋苑入所検討委員会（以下「委員会」という。）という。

2 この委員会の構成者は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 施設長（管理者） | 山下 勝一 |
| (2) 生活相談員 | 三村 謙司・松下留美子 |
| (3) 機能訓練員 | 山口 道子 |
| (4) 介護職員 | 園川 さと子 |
| (5) 翔洋苑家族会会長 | 木下 厚生 |
| (6) 評議員・民生員 | 木本 軍司 |

3 委員会に以下の役員を置く。

- | | |
|-----|-------|
| 委員長 | 施設長 |
| 書記 | 生活相談員 |

(委員会の開催)

第3条 委員会は、隔月（偶数月）で開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。

(業務内容)

第4条 委員会は、「指針」の3の(3)入所の必要性に係る評価の評価結果に基づき、個々の入所希望者の入所順位を決定し、入所希望者名簿（以下「名簿」という。）の作成及び更新を行う。

2 委員会は、「指針」の3の(3)入所の必要性に係る評価の評価票中「その他特に入所が必要と認められる事情」について、当該事情について、入所の必要性の度合いに応じて点数化する。

- 3 委員会は、入所させられる環境が整っているとされた入所希望者について、入所順位及び空床が生じた居室における性別又は心身の状態別の構成等を勘案して、入所の決定を行う。
- 4 委員会は、(3) の評価の結果、いまだ入所させられる環境が整っていないとされた入所希望者についても、適正に名簿に位置づけるものとする。
- 5 委員会は、入所希望者が入所の一時辞退（延期）を申し出た場合は、入所希望時期等を確認した上で、入所順位を調整する。また、調整後の入所順位に基づいて、再度当該入所希望者に入所の意思の有無を確認した場合に、当該入所希望者が入所の一時辞退（延期）を申し出た場合は、当該入所希望者を入所申込受付簿及び名簿から削除することが適当かどうかの判断を行う。

（管理者の専決事項の報告）

第5条 施設長（管理者）は、「指針」の3の(6) 入所決定に係る手続きの例外により、管理者の専決により入所を決定した場合は、専決後の最初の委員会に専決事項の報告を行う。

（守秘義務）

第6条 委員会の委員は、業務上知り得た入所希望者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しない。

- 2 委員会は、入所判定に係る連携を図るため、医療機関、居宅介護支援事業者等と正当な理由がある場合には、事前に文書で同意を得た上で、利用者又は家族等の個人情報を用いることができるものとする。

（委員の報酬）

第7条 翔洋苑以外の委員の報酬については、社会福祉法人姫戸福祉会の役員報酬規程を準用する。

附則

この要項は、平成 15 年 7 月 1 日より適用する。

附則

第 3 条（委員会の開催）について、「委員会は、毎月 1 回開催するほか」を「委員会は、隔月（偶数月）で開催するほか」に改め、平成 15 年 10 月 8 日より適用する。

附則

第 2 条（委員会の構成）について、家族会会長の変更に伴い、平成 16 年 10 月 1 日より適用する

附則

第 2 条 2 および 3 について、施設長の変更、事務長の削除および第 4 条 2 の入所期間についての削除を平成 18 年 4 月 1 日から適用する

附則

第 2 条 2 の委員会の構成において生活相談員及び看護師から機能訓練員への職種変更を平成 20 年 4 月 1 日から適用する

附則

第 2 条 2・4 の委員会の構成において、生活相談員及び介護職員の氏名変更を平成 21 年 4 月 1 日から適用する

附則

第 2 条 2・4 の委員会の構成において、生活相談員及び介護職員の氏名変更を平成 22 年 10 月 1 日から適用する

附則

第 2 条 2 の委員会構成において、家族会会長及び評議員の氏名変更を平成 24 年 10 月 3 日から適用する